

団体総合生活補償保険 概要

◎傷害補償（本人のケガ）

障害死亡・後遺障害	300万円		
障害入院	2,000円／1日		
支払対象日数	180日	支払限度日数	180日
入院手術の場合	20,000円／1回		
支払対象日数	180日	支払限度日数	90日
通院手術の場合	10,000円／1回		
障害通院	1,500円／1日		

障害事例

①実習先に通う際、偶然な事故によりケガを負った場合。

- ・実習先に向かう途中または実習先から帰る途中に交通事故にあった。

（公共交通機関、自動車、自動2輪車、自転車、歩行中など交通手段は問わない）

- ・実習先に向かう途中または実習先から帰る途中に誤って転ぶ、階段を踏み外すなどしてケガをした。

②実習先で、偶然な事故によりケガを負った場合。

（実習中、実習時間外は問わない）

- ・実習先で誤って、製品や材料などでケガをしまった。
- ・実習先で、機器や設備の操作を誤って、ケガをしてしまった。
- ・実習先で誤って、転倒、落下などによりケガしてしまった。
- ・実習先で誤って、動植物に接触などしてケガしてしまった。

◎損害賠償補償（他人への損害賠償）

賠償金額 1億円まで

賠償事例

①実習先に通う際、自転車を運転中、誤って歩行者などに怪我をさせたしまった。

※1

②実習先に通う際、自転車を運転中、誤って建物や置いてあったものを破損してしまった。

※1

③実習先で、実習指導者の管理下がないとき（実習開始前、休憩時間中、実習終了後）に誤って、実習先の設備や機器を破損してしまった。

※2

④実習先で、実習指導者の管理下がないとき（実習開始前、休憩時間中、実習終了後）に誤って、他人に怪我をさせたしまった。

※2

⑤実習中に、誤って、他人に怪我をさせたしまった。

※3

⑥実習中に、誤って、実習先の設備、機器を破損してしまった。

※3

⑦実習中に、誤って、他人の物品を破損してしまった。

※3

①～⑦の場合でも、本人の故意による場合は、賠償の対象となりません。

※1 自動車の場合は、所有者（使用者）が加入している自動車保険が適用されます。

※2 実習指導者等が、動向を把握していた場合は、本人の過失度合いで判断されます。

※3 事故状況により、本人に対して、問われる過失部分のみ賠償対象となります。